

補助金チェックシート 都市整備部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	R2年度要求額(千円)	
									H29	H30	R1			説明
1	都市計画課	緑のまちづくり協議会補助金	丸亀市緑のまちづくり協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市民、各種市民団体、企業等との協働により、良好で魅力的な緑を造り出し、地域環境の総合的な質を高めるとともに、生活に安らぎと潤いをもたらす緑のまちづくりを行うことを目的とする。	要件:市民参加による緑のまちづくりを推進することにより、快適な生活環境都市の形成を図り、健康で文化的な市民生活に寄与すること。 補助率:規定なし 補助金の上限額:予算の範囲内	1,440	1,440	1,440	(1)継続するもの	工 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	1,240
2	都市計画課	民間住宅耐震対策支援事業費補助金	市内に自ら所有する住宅の耐震診断及び耐震改修工事を実施する市民	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H23	市内にある住宅の耐震対策をする者に対し、補助金を交付し、地震に対する住宅の耐震性の向上を図り、市民の安全を確保することを目的とする。	昭和56年5月31日以前に着工の住宅 ①耐震診断 補助率:9/10 補助限度額:9万円 ②耐震改修工事 補助率:全額 補助限度額:90万円 ③簡易耐震改修工事 補助率:全額 補助限度額:50万円 ④耐震シェルター等設置工事 補助率:全額 補助限度額:20万円 ②・③・④については、市内業者が実施した場合に限り、補助率:全額、補助限度額が1割増額	23,878	15,710	14,949	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	36,700

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
3	都市計画課	民間危険ブロック塀等撤去補助事業補助金	県や市が指定する道路等に面した危険なブロック塀を所有し、撤去をする市民	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	イ 短期的なもの	R1	県や市が指定する道路等に面した危険なブロック塀の所有者に対し、撤去費の一部を補助し、危険なブロック塀の倒壊による被害の軽減を図り、市民の安全を確保することを目的とする。	補助率: 4/5 補助限度額: 16万円	0	0	7,662	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	11,200
4	都市計画課	緊急輸送路沿道建築物等耐震対策支援事業費補助金	DID地区内で道路閉塞の恐れのある緊急輸送路沿道建築物の所有者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H26	耐震性の高い市街地の形成および大規模地震時に避難活動や物資の補給等で重要な役割を果たす緊急輸送道路の安全の確保を図り、震災に強いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	(耐震診断) DID地区内の緊急輸送道路沿道で、地震により倒壊し緊急輸送道路を閉塞する恐れのあるもの(昭和56年5月31日以前に着工のものに限る) 補助率: 2/3 補助金限度額: 400万円 (国: 1/2、県: 1/4、市: 1/4)	60,000	0	0	(3)休止又は減額するもの	オ 短期的又は中長期的な事業等であって、適切な終期又は更新時期の設定がされていないもの	0
5	都市計画課	老朽危険空き家除却支援事業補助金	市民	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	老朽危険空き家の除却を助成することで、空き家問題の解決を図る。	老朽危険空き家を除却しようとする者に対して除却工事費(1戸当たり200万円を上限)の一部を補助 国2/5 県1/5 市1/5 所有者1/5	53,284	55,752	56,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	56,000

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期 間 区分	開始 年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
6	都市計画課	広島コミュニティバス運行補助金	NPO法人 石の里広島	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H21	広島島内における交通弱者のための移動手段の確保を図る	NPO法人がコミュニティバスを運行することを支援するための費用補助	2,500	4,097	2,680	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	3,000
7	都市計画課	生活バス路線等運行維持補助金	琴参バス株式会社	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市民生活に必要な交通手段として路線バス等の運行の維持及び確保を図る。	①②の合算額を補助 ①補助対象経費用の20分の11に相当する額と経常収益との差額の範囲において、丸亀市内のキロ程に相当する額 ②国、県の補助対象外となった額	83,500	88,500	90,000	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	90,000
8	建設課	私道整備事業補助金	自治会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H27	私道を舗装整備する事により、安心安全の道づくり及び生活環境の向上を図る。	工事費1/2以内。50万を上限。	2,657	2,927	2,839	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	3,000
9	建設課	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	JR四国	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	R2	JR丸亀駅ホームに内方線付点状ブロックを設置することにより、高齢者、障害者等の安全性の向上を図る。	事業費1/6以内。	—	—	—	(1)継続するもの	ウ 他市町との協議等により、市の負担が決定している事業等	2,167

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度要求額(千円)
									H29	H30	R1		説明	
10	下水道課	雨水貯留施設設置補助金	市民	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H20	降雨時における雨水の流出を抑制することで、河川の負担を軽減するほか、雨水の有効利用を図るため、雨水貯留槽の設置を推進し節水型まちづくりを目指すことを目的とする。	・対象経費の1/2を補助 ・容量100Lから200L未満の上限金額は3万円 ・容量200L以上の上限金額は5万円	205	168	72	(2)原則として廃止するもの	ウ 社会情勢等の変化により補助の目的が適切でなく、事業効果の薄れている事業等	0
11	下水道課	雨水貯留施設改造補助金	浄化槽が不用となった市民	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	降雨時における雨水の流出を抑制することで、河川の負担を軽減するほか、雨水の有効利用を図るため、不用となった浄化槽から雨水貯留槽への改造を推進し節水型まちづくりを目指すことを目的とする。	・対象経費の1/2を補助 ・上限金額は10万円 (H25までは、上限金額 5万円)	0	100	0	(2)原則として廃止するもの	ウ 社会情勢等の変化により補助の目的が適切でなく、事業効果の薄れている事業等	0
12	下水道課	雨水浸透施設設置補助金	市民	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H23	宅地内の降雨が地下水の涵養や水路等への雨水流出抑制に繋がる雨水浸透柵の設置を推進し、河川の負担軽減を図ることを目的とする。	・対象経費の1/2を補助 ・上限金額は1申請につき1箇所あたり5千円の4箇所までの2万円	5	0	0	(2)原則として廃止するもの	ウ 社会情勢等の変化により補助の目的が適切でなく、事業効果の薄れている事業等	0
13	下水道課	合併処理浄化槽設置補助金(国・県費補助対象分)	下水道事業計画区域外の市民及び農業集落排水事業の実施区域以外の市民	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とする。	国の循環型社会形成推進交付金制度に基づき、設置費用の一部を補助	128,598	149,406	140,200	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	136,270

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期 間 区分	開始 年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	R2年度 要求額 (千円)	
									H29	H30	R1			
14	下水道課	単独浄化槽等 転換補助金	下水道事業計 画区域外の市 民及び農業集 落排水事業の 実施区域以外 の市民	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H21	単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽への 据え換え撤去を推進 し、生活排水による公 共用水域の水質汚濁 を防止することを目的 とする。	国の循環型社会形 成推進交付金制度 に基づき、撤去費用 の一部を補助	720	3,510	4,770	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部と して充てる事業 のうち、市の 負担が義務 的である事 業等	3,600
15	下水道課	単独浄化槽配 管費補助金	下水道事業計 画区域外の市 民及び農業集 落排水事業の 実施区域以外 の市民	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H30	単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽への 据え換え撤去を推進 し、生活排水による公 共用水域の水質汚濁 を防止することを目的 とする。	国の循環型社会形 成推進交付金制度 に基づき、配管費用 の一部を補助	-	3,960	16,533	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部と して充てる事業 のうち、市の 負担が義務 的である事 業等	12,000
16	下水道課	合併処理浄化 槽設置補助金 (単独)	下水道事業計 画区域内で3 年目以降に下 水道の整備計 画がある区域 の市民及び下 水道の整備が 技術上困難な 区域の市民	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H17	合併処理浄化槽の設 置を推進し、生活排 水による公共用水域 の水質汚濁を防止す ることを目的とする。	国の循環型社会形 成推進交付金制度 の補助基準額と同じ 額又はその1/2を補 助	1,152	1,395	1,776	(1)継続 するもの	エ 行政目的 を達成するた めに、行政が 実施すべき 事業を代替 又は補完して 実施している 事業等	1,776
17	下水道課	合併処理浄化 槽設置資金融 資利子補給金	市の補助を受 け合併処理浄 化槽を設置す る市民	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H22	合併処理浄化槽の設 置費用の融資あっ せんによる償還金の利 子を補給することによ り、合併処理浄化槽 の設置者の負担を軽 減することを目的とす る。	・設置費用の50万円 までを融資あっせん ・償還金は無利息 ・利子は市が全額補 給 ・償還金額は毎月1 万円	1	1	0	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	130

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
18	下水道課	下水道ポンプ 設備設置補助 金	下水道供用開 始3年以内の 区域内に居住 する市民	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H17	ポンプ設備の設置補助により、下水道の供用開始区域内において地形上自然流下で汚水を下水道に流せない地理的条件を解消し下水道への接続を促すことを目的とする。	・供用開始から3年以内に下水道へ接続するためのポンプ設備を設置する工事費(設置費及び電気設備費) ・上限金額は20万円	0	0	0	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	400
19	下水道課	排水設備改造 資金融資利子 補給金	下水道供用開 始3年以内の 区域内に居住 する市民	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	下水道接続に要する宅内排水設備改造工事の資金を融資あつせんし、その償還金の利子を補給することにより、下水道に接続する市民の負担を軽減することを目的とする。	・供用開始から3年以内に行う10万円以上で70万円までの宅内排水設備改造工事 ・償還金は無利息 ・利息は市が全額補給 ・融資金額が50万円以下は毎月1万円を償還 ・融資金額が50万円超は毎月2万円を償還	3	1	1	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	450
20	下水道課	下水道ポンプ 設備設置補助 金	農業集落排水 事業供用開始 3年以内の区 域内に居住す る市民	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H17	ポンプ設備の設置補助により、農業集落排水事業の供用開始区域内において地形上自然流下で汚水を農業集落排水処理施設に流せない地理的条件を解消し農業集落排水処理施設への接続を促すことを目的とする。	・供用開始から3年以内に農業集落排水処理施設へ接続するために行うポンプ設備設置に要する工事費(設置費及び電気設備費)を補助 ・上限金額は20万円	0	0	0	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	200

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期 間 区分	開始 年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
21	下水道課	排水設備改造 資金融資利子 補給金	農業集落排水 事業供用開始 3年以内の区 域内に居住す る市民	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H17	農業集落排水処理施設への接続に要する宅内排水設備改造工事の資金を融資あつせんし、その償還金の利子を補給することにより、農業集落排水処理施設に接続をする市民の負担を軽減することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・供用開始から3年以内に行う宅内排水設備改造工事に要する経費の10万円から70万円までを融資あつせん ・償還金は無利息 ・利息は市が全額補給 ・融資金額が50万円以下は毎月1万円を償還 ・融資金額が50万円超は毎月2万円を償還 	0	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	200